

相続放棄・相続限定承認の申述の有無についての照会

1 概要

相続放棄・相続限定承認の申述の有無についての照会は、相続債権者、徴税官署、共同相続人等の利害関係人から特定の相続を指定して、特定の相続人が相続放棄・相続限定承認の申述期間中に申述しているかどうかについて回答を求めるものです。照会の際には、別紙の相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書・被相続人等目録をご利用下さい。

2 照会手続

(1) 照会者 利害関係人（相続債権者、徴税官署、共同相続人等）

(2) 照会先 被相続人の最後の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所

被相続人の最後の住所地が京都府内の場合の照会先は、次のとおりです。

被相続人の最後の住所地	照会先
下記以外の市町村	京都家庭裁判所 〒606-0801 京都市左京区下鴨宮河町1
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部 〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町30
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部 〒624-0853 京都府舞鶴市字南田辺小字南裏町149
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部 〒626-0017 京都府宮津市字島崎2043-1
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部 〒620-0035 京都府福知山市字内記9

被相続人の最後の住所地が京都府以外の場合については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

(3) 手数料 照会手数料不要

(4) 添付資料

<照会者が相続人の場合>

ア 照会者と被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）（照会者と被相続人の関係がわかる戸籍謄本）※被相続人は、死亡日の記載のあるもの

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。照会者については、3ヶ月以内のものをご提出下さい。

ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には、その関係がわかる戸籍謄本及び除籍謄本を別途提出いただくことがあります。

イ 照会者の住民票

照会者の住所を確認させていただきます。3ヶ月以内のものをご提出下さい。

ウ 相続関係図

被相続人と相続人の関係を確認するために必要です。手書きでも結構ですので作成して下さい。

エ 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

オ 返信用封筒と返信用切手

返信用封筒に110円切手を1枚貼っておいて下さい。

カ 被相続人等目録は2部ご用意ください。

回答に使用させていただくために必要です。

<照会者が相続人以外の利害関係人の場合>

ア 被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）※死亡日の記載があるもの被相続人の死亡を確認するための書類です。

イ 照会者の資格を証明する書類 個人の場合 照会者の住民票

法人の場合 商業登記簿謄本、資格証明書

いずれも3ヶ月以内のものをご提出下さい。法人の場合、原本の還付を希望される場合は、写しを添付してください。

ウ 利害関係の存在を証明する書面の写し

金銭消費貸借契約書、租税滞納調書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義の各写し、担保権の記載された不動産全部事項証明書、その他債権の存在を証する書面等

エ 相続関係図

被相続人と相続人の関係を確認するために必要です。手書きでも結構ですので作成して下さい。

オ 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

カ 返信用封筒と返信用切手

返信用封筒に110円切手を1枚貼っておいて下さい。

キ 被相続人等目録は2部ご用意ください。

回答に使用させていただくために必要です。

3 調査期間 【申述がなされた後、30年を経過しているものについては、調査不能です。】

(1) 京都家庭裁判所（本庁）及び同園部支部について

被相続人の死亡日から30年経過していない場合は、現在までの申述の有無を調査します。

(2) 京都家庭裁判所宮津支部、同舞鶴支部及び同福知山支部について

ア 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

イ 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、照会対象者が第1順位者については被相続人の死亡日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ1年間が調査対象となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年以降になされている場合はアと同じ期間で回答できることがあります。

4 お問い合わせ先京都家庭裁判所 家事訟廷事務室 庶務係 TEL 075-722-7211（内線341）